# 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:野木町役場

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90. 7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95. 7%
全職員	79. 4%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

# (1) 役職段階別

BA 12112 AL PARA	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	96. 8%
本庁課長補佐相当職	96. 1%
本庁係長相当職	104. 8%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	89. 0%
31~35年	94. 1%
26~30年	108. 7%
21~25年	94. 8%
16~20年	104. 7%
11~15年	90. 4%
6~10年	89. 4%
1~5年	94. 9%

## 【説明欄】

- ・職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて案分して算出している。
- ・「全職員」の男女の給与の差異については、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高い ことにより差異が大きくなっている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が 多く、扶養手当に受給者に占める男性の割合は94%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 72%である。
- \* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。